

随意契約（相手方指定）調書

件名	備品購入契約（伝統工芸品）	No.5200708
工（納）期	令和5年2月28日	
契約締結日	令和5年2月 8日	
契約金額	1, 134, 000円（消費税込み）	

契約相手方	富士 豊二	
相手方指定理由	別紙に記載のとおり。	
備考		

業者選定理由書

件名	備品購入契約（伝統工芸品）
指名業者 （案）	氏名 福士 豊二 所在地 荒川区東日暮里4-26-10
特命理由	<p>本件は、荒川区指定無形文化財保持者の作品を保存・公開することを目的とし、荒川区伝統工芸技術記録映像「伝統に生きる—あらかわの工芸技術—」の撮影の際に製作された伝統工芸品を購入するものである。</p> <p>主管課からは、部の機種及び業者選定委員会の了承を得たうえで、購入物品及び契約相手方を指定したい旨の依頼があった。</p> <p>経理課として検討したところ、</p> <p>① 区では平成元年以降、伝統工芸品の購入を毎年行っているが、本年度は、令和3年度に鍛金の技術の保持者として指定された福士豊二氏により制作された、江戸以来の伝統的技法を用いた伝統工芸品を購入するものであり、記録映画の公開と共に展示し保存することは、伝統工芸技術の保護普及に有効であると考えられる。</p> <p>② 購入する伝統工芸品は、製作者である福士豊二氏以外からの購入は不可能である。</p> <p>以上のことから、物品および契約相手方を指定した随意契約を締結する。</p>
その他 特記事項	○根拠規定：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 （性質又は目的が競争入札に適さないもの）